**臨床発達心理士認定運営機構特別支援教育推進本部　旅費交通費支払い規定**

【１】交通費は、以下の方法で算出する。

（１）公共交通機関を利用、最も合理的な通常の経路及び方法を選択する（安価なものに限らず、時間コストも含めて判断する）。

（２）鉄道賃では、路程が60キロメートル以上、所要時間が90分以上で、特急の利用によって30分以上所要時間が短くなる場合は、特急を利用することを認める。グリーン車など特別座席は原則支給しない。

（３）船舶を利用の場合は、一等料金を支払う。

（４）航空機を利用の場合は実費。特別座席は原則支給しない。往復利用する場合は往復割引を利用。

（５）やむを得ず、タクシーを利用する場合は、利用区間とその金額を記入する。

（６）交通費の合計額は、ICカードを利用の場合は、ICカード料金を記入する。

【２】巡回相談業務において、以下の場合は、交通費を支払う。

（１）【１】の方法で算出し、勤務1回につき、自宅から業務担当校までの交通費が往復3,000円を超える場合、本人から請求があれば、実費交通費のうち、3,000円を超えた分を支払うことができる。

（２）鉄道、飛行機、船により、路程が100キロメートル以上の場合は、本人から請求があれば、実費交通費を支払うことができる。

【３】特別支援教育推進本部が主催する巡回相談心理士全員を対象とする研修会に参加した場合

（１）【１】の方法で算出し、１回の参加につき、自宅から会場までの往復交通費を支払う。

（２）個別相談会など希望者のみを対象とする研修会においては、交通費を支払わない。

【４】宿泊料は、以下の時に支払う。

（１）都内島しょ部における業務担当校が、自宅から遠距離であり、巡回相談業務のために前泊、また業務終了後に帰途につけず、後泊した場合、本人から請求があれば、宿泊一夜当たり12,000円（母島は15,000円）支払うことができる。食事の提供のない船泊における宿泊においては、宿泊料は支払わないが、食卓料として3,000円を支払う。宿泊地において、必要な交通費については、【１】の規定によって支払う。

（２）島しょ部における業務のために予定した交通機関が悪天候により運航中止となった場合など、やむを得ず宿泊をする場合には、その宿泊料を支払う。

【５】交通費、宿泊費のキャンセル料、運航中止になった場合の交通費

飛行機、船を利用する島しょ部での業務において、荒天が予想される場合において、業務担当校と相談し、業務日を変更した際には、予約した交通機関、宿泊先のキャンセル料を支払う。また業務地までの飛行機が出発する空港、船の出港する港、特急の乗車駅まで行ってから運行中止がわかった場合、空港、港、特急乗車駅と自宅の間の往復交通費を支払う。

【６】島しょ部における交通費、宿泊費について仮払い

　島しょ部における業務担当校への交通費、旅費について、前受けを必要とする場合、推進本部に仮払い請求書をだし、仮払いを受けることができる。